

議案第59号

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年 9月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区水元総合スポーツセンターテニスコート及び葛飾区水元総合スポーツセンター水元多目的広場の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区水元総合スポーツセンターテニスコート、葛飾区水元総合スポーツセンター水元多目的広場

2 指定管理者の名称等

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 月 村 繁 雄

構成員 東京都新宿区新宿四丁目2番10号第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役 澤 村 克 樹

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで